

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 歳費及び期末手当の減額支給

1 議長、副議長及び議員の受ける歳費については、当分の間、歳費月額から、歳費月額に百分の二十を乗じて得た額に相当する額を減ずること。

2 議長、副議長及び議員の受ける期末手当については、1の適用がある間、議長、副議長及び議員が受けるべき期末手当の額から、当該額に百分の二十を乗じて得た額に相当する額を減ずること。

第二 施行期日

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。